

1, 「早来北進産業廃棄物処分場建設」についてどう思いますか？

まず、この質問から「早来北進」という言葉を除いて「産業廃棄物処分場建設についてどう思いますか？」と、質問を一部変更した上で私の考えを述べたいと思います。 なぜ設問を一部変えたのか。

この種の問題を考える時の道筋として、まずは、問題を「一般論」とし考え、そして、次に「個別の問題」を考えるのが、「考え方の基本だ」と考えるからです。

早来工営の経験を踏まえると、「即、反対」と言いたくなりますが、ここで冷静になって、「そもそも、国民にとって産業廃棄物処分場は、必要な施設かどうか」「産業廃棄物処分場がなかったら、産業廃棄物問題は、どうなるのか」と逆に考えてみる必要があると思うのです。

もし、産業廃棄物を「処分場での処理を義務づける法律」がなく、その為、産業廃棄物を処理する「処分場」がなかったら、どうなるのか。おそらく、産業廃棄物を排出する多くの企業は、経費削減のため自分の会社の敷地に穴を掘って埋めたり、山の中、空き地などに勝手に山積みして捨てたり、埋めたりすることは、火を見るより明らかです。実際、たくさんの事例が日本中にあります。処理場がないと言うことは、トイレがない家と同じことになるのです。

現に、産業廃棄物の不法投棄禁止の法律があり、産業廃棄物処理場が存在していても、(あってすら) 追分旭地区や早来北進地区で見られるように、多量の産業廃棄物の不法投棄があります。

こうした実態を知れば知るほど、私は、「産業廃棄物処分場建設」の必要性を感じます。同時に、違反企業には、営業停止を含む強い処分が必要です。北海道は、平成 29 年 6 月 2 日に(株)リブロックに「産業廃棄物処分場建設」を許可しました。異議を申し出た安平町の「審査請求」は「妥当性を欠いている」として却下されました。(H30・3・1) 従って、このような状況下では、会社は、必ず、処分場の建設を始めるはずと予想しています。

その時、安平町は、(私たちは) どのように対応をすれば良いのでしょうか。及川町長は、工事差し止めの裁判に訴えないと言っています。では、私たち町民は、建設工事阻止のためにスクラムを組んで、ピケを張り、場合によっては、機動隊との衝突をも考慮に入れて「阻止行動」をすることになるのでしょうか？

今、特に大事なものは、自治体と企業。住民と企業の公害防止協定の締結です。町と住民は、会社側に「協定書の厳守」を約束させることにより点検・指導が可能となり「公害防止」を図ることになります。また公害防止協定違反には、法的手段の行使も可能です。公害防止協定は「契約」なのですから。

安平町は、「道が会社側に建設を許可した」現在もなお、**建設反対**を主張し、**公害防止協定の締結**を拒否しています。果たして「勝利(建設中止)」の可能性はあるのでしょうか。強い疑問があります。 2021・5・23 吉岡 政昭

